

税

## 税務署が開設する雑損控除の申告書作成会

●問い合わせ 菊池税務署 ☎0968(25)2121

- 申告に必要な書類**
- ・平成28年中の所得がわかるもの(給与所得者の場合は源泉徴収票)
  - ・災害証明書(災害証明書がない場合は、損害状況がわかる写真など)
  - ・住宅の取得年月・構造・延床面積・取得価格がわかるもの(固定資産税の納税通知・契約書など)
  - ・住宅や家財の修理に要した費用の領収書
  - ・地震保険により受け取った保険金の支払い通知
  - ・印鑑(確定申告も同時にすませる場合)
  - ・預金通帳(確定申告も同時にすませ、所得税の還付がある場合)

**熊** 本地震により住宅や家財、墓、納骨堂などに被害を受けた人は、雑損控除をはじめとした所得税(住民税)の軽減などの措置を受けられる場合があります。確定申告などの前に菊池税務署が開設する雑損控除の申告書作成会で申告書を作成されることをおすすめします。

なお、住宅や家財に対する保険金などが損害額を超える場合や、平成28年中の所得に10分の1を乗じた金額が損害額を超える場合は雑損控除が適用できない場合がありますので予めご了承ください。

●開設期間 1月23日(月)～2月15日(水)  
※土曜日・日曜日・祝祭日を除きます

●受付時間 午前9時～午後4時

●開設会場 J A 菊池中央支所2階会議室 (菊池市隈府852番地)

※菊池税務署の駐車場をご利用ください。

税

## 確定申告・申告相談会など

●問い合わせ それぞれの問い合わせ先をお願いします。

### 所得税 (確定申告)

●問い合わせ 菊池税務署 ☎0968(25)2121

- 期間 2月16日(木)～3月15日(水)  
※土曜・日曜・祝祭日を除きます
- 時間 午前9時～午後4時
- 会場 J A 菊池中央支所2階会議室 (菊池市隈府852番地)

### 町県民税 (申告相談会)

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

- 期間 2月16日(木)～3月15日(水)まで  
※土曜・日曜・祝祭日を除きます
- 時間 午前9時～11時  
午後1時～3時
- 会場 町役場仮設庁舎2階大会議室

●以下の申告をする場合は菊池税務署のみで受け付けます

雑損控除、青色申告、消費税・贈与税・相続税の申告、譲渡所得、山林所得・配当・先物取引などの所得がある申告、修正申告・更正の請求

### 新規住宅ローン控除

●問い合わせ 菊池税務署 ☎0968(25)2121

新たに住宅ローンを利用し住宅を取得した人は、要件に当てはまれば、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

- 詳しくは、お問い合わせください。
- 申告書作成に必要なもの
- ・借入金の年末残高証明書・家屋・土地の登記簿謄本・家屋土地の売買契約書または工事請負契約書・売買契約書の写し その他は20ページの「必要なもの」を確認してください。

### 年金収入のみの方の申告書作成会

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

年金収入以外に収入がなく、医療費控除や扶養控除などを申告する人の申告書作成会を先行実施します。

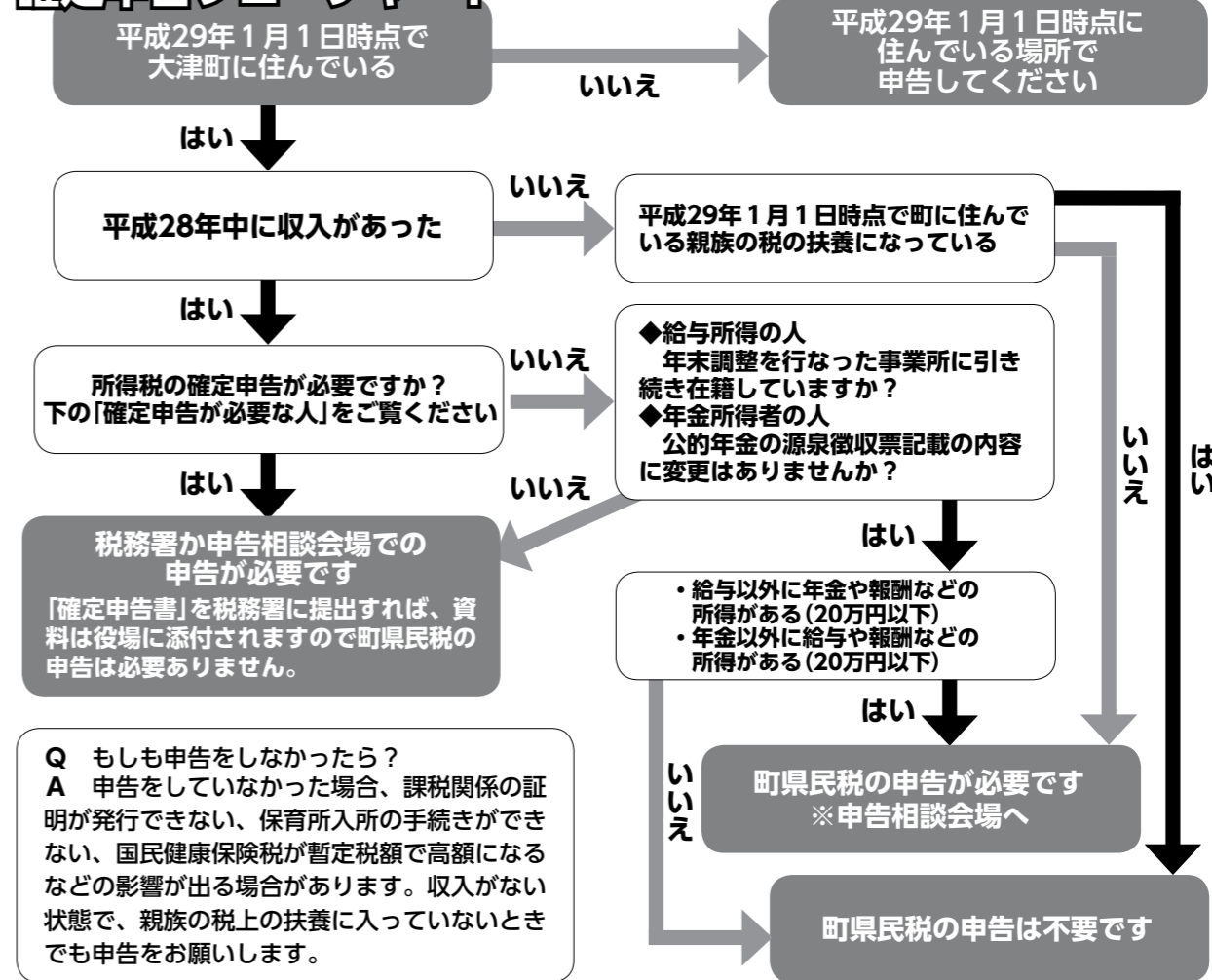
- 時間 午前9時～11時・午後1時～3時
- 会場 オークスプラザ研修室
- 期日
  - ・南小・美咲野小校区の人 2月7日(火)
  - ・大津小・東小校区の人 2月8日(水)
  - ・室小・護川小・北小校区の人 2月9日(木)

税

## 確定申告・町県民税申告の準備はお早めに！

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

### 確定申告フローチャート



- 確定申告が必要な人**
- ▶熊本地震などによる雑損控除の適用がある人
  - ▶給与の年収が2,000万円を超える人
  - ▶1カ所から給与を受けている人で、それ以外の所得の合計額が20万円を超える人 (20万円以下の人は町県民税申告が必要)
  - ▶給与を2カ所以上から受けている人
  - ▶公的年金などの収入金額が400万円を超える人
  - ▶公的年金などの所得以外の所得が20万円を超える人 (20万円以下の人は町県民税申告が必要)
  - ▶土地・建物などの譲渡所得がある人
  - ▶国・県・町などから土地の収用や補償費の支払いを受けた人
  - ▶生命保険(死亡・満期)受取による所得がある人
  - ▶平成28年中に住宅ローンを利用し住宅を取得した人で、住宅借入金等特別控除を受ける人
  - ▶医療費控除を受けようとする人 (高額療養費などの払い戻しがある場合はその手続きが終わってから申告をしてください)

- 必要なもの**
- ▶マイナンバーカードのコピー (カードを持っていない人は、通知カードのコピーと運転免許証などの個人を証明するもの)
  - ▶税上の扶養に入れようとする人のマイナンバーカードのコピーまたは通知カードのコピー
  - ▶印かん (スタンプ印不可)
  - ▶収入や必要経費のわかるもの
  - ▶配当や利子などの支払いがわかるもの
  - ▶給与・年金などの源泉徴収票 (年金支払通知書では申告できません。必ず源泉徴収票をお持ちください)
  - ▶生命保険料・地震保険料などの控除証明書
  - ▶任意継続保険領収書、国民年金納付証明書、国民健康保険納付証明書 (町県民税申告の場合は必要ありません)
  - ▶障害者手帳など (本人および扶養親族が障害者控除を受けようとする場合)
  - ▶医療費の領収書、保険や高額療養費の払い戻しがわかる明細書
  - ▶預金通帳 (所得税が還付される場合)

※見舞金や義援金の申告…基本的に課税の対象とはなりません。詳しくはお問い合わせください。